有効期間を経過した計量器の使用

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 八尾高等学校 | 行政財産の使用許可を行った食堂業者の営業に伴う水道料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。

|  |  |
| --- | --- |
| 計量器の種類 | 有効期間の終期 |
| 水道メーター　１台 | 令和６年10月 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【計量法】（使用の制限）第16条　次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第２条第１項第２号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第６条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第１項及び第151条第１項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。三　第72条第２項の政令で定める特定計量器で同条第１項の検定証印又は第96条第１項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの |

 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和７年５月21日）